

新型コロナワクチン3回目接種について

3回目接種は、2回目接種から8ヶ月経過後とされています。(前だおしの可能性あり)

1・2回目の補完的接種

3回目接種期間中においても、何らかの事情により1・2回目が未接種である市民についても、接種希望があれば接種機会を設けます。

接種券の発送

3回目接種該当日の1ヶ月前を基本に、対象者宛に発送予定です。

尚、上記情報は11月末現在であり、今後の最新情報はこちらでご確認ください。

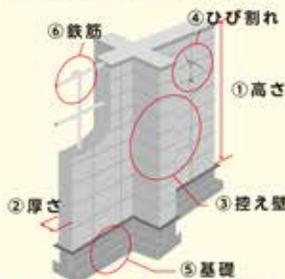
検索

藤沢市 コロナ

あなたの塀は大丈夫？

平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀が倒壊し、死傷者が出ました。ブロック塀は私的財産です。所有者の責任における管理が必要です。

①点検しましょう



- ①高すぎる
 - ・ブロック塀は2.2mを超えるもの
 - ・石塀などの組積造は1.2mを超えるもの
- ②厚さが足りない
 - ・ブロックの厚は10cm未満、高さが2mを超える場合は15cm未満のもの
 - ・石塀などの組積造は壁頂までの距離の1/10未満のもの
- ③控え壁がない
- ④ひび割れ、傾きやぐらつきなどがある
- ⑤コンクリートの基礎がない
- ⑥鉄筋が入っていない

②点検について専門家へ相談しましょう

- 一般社団法人神奈川県建築士会湘南支部 (甘粕博史一級建築士事務所内)
TEL 0466-50-5014 FAX 0466-50-2947
- 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会藤沢支部 (三村邦彦建築設計事務所内)
TEL 0466-31-1770 FAX 0466-31-3455
- 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会事務所
TEL 045-663-2745 (ご相談は月・木曜日をお願いします。)

③安全対策をしましょう

点検の結果、危険性が確認された場合は、歩行者への注意喚起の表示等をややかに、塀の撤去や補修を行います。

④補助制度も活用してください!

市では、地震などによるブロック塀などの倒壊を未然に防止するため、道路に沿って設置された戸建て住宅に付属するブロック塀などを撤去し、フェンスなどの安全な工作物などに改修する工事に対して、費用の一部を補助していますので事前にご相談ください。※詳細は市のホームページの防災政策課のページをご覧ください。

■補助制度の問い合わせ先 藤沢市 防災政策課 直通 TEL 0466-50-8380

杉原えいこ公式ウェブサイト

杉原えいこ

検索

プロフィール
杉原 えいこ
昭和38年5月21日生まれ

専攻科は、夫・長男(大学生)、次男(のびのびダンスマンドのアーチ)
卒業: Australia Williams Business College 経営、青山学院経営学部卒業
得意: Appleコンピュータ、シマンテック・エルメス・ジャポンの海外系企業で
経理財務マネージャーとして35年、子育てや社会貢献に携わってきました。

連絡先 〒251-0046 藤沢市にぎわいセンター15-17
Email: enko@shimizu-shi.jp TEL&FAX 0466-77-7265

TEL&FAX 0466-77-7265



2021
秋冬号

お杉の 議員活動報告

副委員長に就任しました

災害対策等特別委員会・環境常任委員・広報公聴委員

藤沢市議会議員

杉原 えいこ

八部公園テニスコート改修

ご利用者の皆さんから強いご要望があり

ツギハギだらけだった
八部公園テニスコートを
人工芝への床面改修致しました!



鵜沼海浜公園スケートパークが2023年秋を目処にリニューアルされます!



東京2020オリンピック競技大会でも日本人選手がスケートボードの金メダルを獲得し、今まで以上に注目が集まっています。本施設はスケートボード、BMXを中心とした競技場であり、最大級のスケートボードの専用施設「コンピブル」を整備しておりますが、施設の基盤は完成から60年を超え老朽化が進んでいました。老朽化した施設を解体し、管理事務所のほか、新たに物販やカフェ、フィットネスなどを備える3棟を新設します。

繁華街環境浄化パトロールを致しました!



「高齢者いきいき交流事業」が2022年4月から「高齢者はり・灸・マッサージ利用助成事業」となります

	見直し後の事業(案)	現行事業
(1) 事業名	高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業	高齢者いきいき交流事業
(2) 対象者	市内在住70歳以上 (資格取得は70歳到達年度)	市内在住70歳以上 (資格取得は70歳到達月)
(3) 利用券	年間で3回利用できる利用券を交付	金額(1枚100円)が記載された助成券を申請月に応じた枚数で交付(年間最大120枚)
(4) その他	介護予防把握事業を実施	

12月定例会

一般質問にて



**真に地域に開かれた学校となるために、
学校使用にかかる責任を学校長から市長に一部移管を!**

ユニセフが2021年10月に発表した「世界子供白書2021」では子どもや若者が、新型コロナウイルス感染症によるメンタルヘルスへの影響を、今後何年にもわたって受け続ける可能性があるという警鐘を鳴らしています。コロナ前は、家・学校・習い事・塾・児童館などのどこかの場所で、誰かが、子どもたちの小さな異変に気付く機会がありました。それが今、新型コロナウイルス感染症の脅威によって人と人との触れ合いや接触する機会が激減し、子どもたちを救う機会が失われました。かつて日本には「長屋」がありました。地域のお年寄りの知恵と経験に、知らず知らずのうちに子どもたちは接し、生活の中で自然と学んできました。今は、核家族化が進み、祖父母と一緒に暮らす子どもも少なくなっています。お年寄りの知恵と経験に触れる機会がないのです。長屋の大家さんがいなくなり、同居家族にお年寄りがいなくなった今、子どもたちを見守り育てる大人がいなくなる場所が無くなってしまいました。

お年寄りに限らず、様々な世代の人間と関わることで、子どもたちは対人感覚を学び、お杉が以前から主張しています「生き抜く力」であるコミュニケーション能力を身に付けることができます。国際会議で下を向いてしまう日本人をこれ以上作りたくありません。コロナ禍で、心が弱っている子どもたちに必要なのは、生きている教材である地域の大人たちと接する機会です。地域の大人たちと接する機会が増えることで、子どもたちのちょっとした異変に気付く機会、その機会を少しでも多く作るためには、**誰もが愛着を持つ学校を地域に開放し、藤沢の長屋を作っていただきたい!**

今年度モデル校で実施しているコミュニティ・スクール事業の具体的な成果は?

お杉の質問 1 本事業は親子をサポートする地域での取組や、学校がメンタルヘルスをサポートすることなども含まれると理解している。具体的に不登校の児童生徒が登校できるようになった案件など、本質的な成果はどのようなものか?

市の回答 今年度のコミュニティ・スクールにおける、児童生徒のメンタルヘルス問題に関する成果については、片瀬小学校、秋葉台小学校とともに、現時点では具体的な取組は行っていない。外国籍児童やその家庭への支援に関することや、学校生活アンケート結果から得られた、子どもたちが抱える問題の現状把握とそのフォローアップなどについて協議している。

今後の学校再編計画について

市の回答 藤沢市立学校適正規模・適正配置を進める上での考え方は、児童生徒数の減少、市内学校規模のばらつき、施設の老朽化といった課題に対応するため学校規模の適正化を図るものです。また、地域において学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災機能や地域の交流の場など、様々な機能を持ち合わせており、地域コミュニティにおいて重要な役割を有しているものと考えています。

学校施設の再編の対象となる学校の「地域活用」について

お杉の質問 3 学校こそが、地域住民にとって最も身近で、地域コミュニティの中心的役割をこなす公共施設である。コロナ禍で休校となり、分散登校など縮小した期間は子どもの居場所が無くなるだけでなく、休校中は、保護者も仕事を休むなどの対応に迫られ、経済活動にも影響を及ぼす。それだけ学校施設は地域に密着した公共施設である。再編の対象となる学校について、校舎を災害時の避難施設として活用するなど、公共施設の一つとして新たな役割を与え、組み込んでいくべきであると思うが、いかがか。

市の回答 適正規模・適正配置の取組については、適大規模校や小規模校の適正規模化を図るもので、通学区域の変更や統合の対象となる学校については、その地域住民にも参加していただきながら「(仮称)地域別小中学校適正規模・適正配置検討協議会」を設置し、地域住民の声を聞きながら丁寧に合意形成を図り検討を進める。活用方法については、地域住民の意見を聞くとともに、「藤沢市公共資産活用等検討委員会」などとも情報共有を図りながら地域と行政のニーズに合わせた活用をしていくべきと考える。

学校施設の地域開放を進める場合、課題は?

市の回答 学校施設は、児童生徒にとって学びの場であり、日々の生活の場でもあることから、学校運営や施設管理上の問題がないことや、児童生徒の安全確保を絶対条件とし、校内の私物管理、プライバシー保護等にも十分配慮する必要があると考えている。

子どもたちが「学校にいない時間帯」の地域開放の可能性は?

お杉の質問 5 学校開放という話になると、必ず児童生徒の安全確保という話になる。児童生徒の安全確保は、子ども達が学校に滞在する時間であると考えれば、柔軟な学校施設の活用が可能になる。そういう考え方をすれば、平日の放課後や土日、夏休みなどの長期休暇中に地域開放することができると思う。地域開放エリアをフェンスなどで区分することで、子どもたちの教材などの盗難も防くことが可能になる。ハード的な区分に要する経費負担を市で予算化することで、十分可能になると考えるが、見解は。

市の回答 防犯対策にかかるハード面での整備とともに、使用者に対する施設利用時の責任や安全管理など、使用者と学校においてルールづくりをしながら進めていく必要があると考えている。

法は学校施設を地域に開放することを認めている!

お杉の質問 6 教育基本法第12条第2項、学校教育法第137条、社会教育法第44条第1項、学校図書館法第4条第2項などは、学校施設は子どもたちの学びに支障を来さない限り、地域に開放することを阻んでいなく、自治体の責任範囲でむしろ、積極的に利用することも認めていると理解している。地域の中の学校として、その理念について教育委員会としての見解を。

市の回答 地域の中の学校についての考え方は、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることを踏まえ、法にうたわれているとおり、学校教育や施設管理上支障のない範囲において、可能な限り地域の社会教育活動や、その他公共のために学校施設を利用できるものと捉えている。

**学校施設の管理を学校長の責任から軽減するとともに、
教員の負担軽減を!**

お杉の質問 7 教員は県の職員、施設は市の管理であるため、施設の所有と使用における権限と責任が分離している。今後、本市でもコミュニティ・スクールが展開されることを期待すると、学校施設の管理を学校長の責任から軽減するとともに、教員の負担軽減を図ることも必要になると考える。学校で、「何かこと」が起きると全て学校長の責任となってしまふことで、先生たちはリスクを恐れてマニュアル通りのことしかできなくなる。学校施設の管理を学校長の責任から軽減するとともに、教員の負担軽減を図ることについて、教育委員会の考えは。

市の回答 コミュニティ・スクールは、保護者や地域の代表者等が、学校とともに子どもたちの学びについて話し合う会議体で、学校施設の地域利用に関することが協議となり、施設利用者である地域と、学校の双方において合意形成が図られ、適正な運用手段が整うことで、学校側の負担軽減につながるものと捉えている。については、コミュニティ・スクールの全校設置を着実に進めるとともに、この仕組みを地域の方々に広く認識していただけるよう、効果的な制度周知に努めてまいりたい。

学校長から市長に責任の一部移管を!

お杉の質問 8 横浜市では、市ホームページで学校開放についての情報を公開していて、簡単に学校施設の空き情報を確認・予約ができる学校開放予約管理システムを導入している。横浜市の運用の仕方を成功例と捉えて、本市でも学校開放を進めていただきたい。学校長から市長に責任の一部移管していく方向性があるのか?更にはその他の運用により学校開放を進める考えがあるのか。

市の回答 本市では、例えば「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則」で既に、当該開放に伴う管理について、学校長はその責任を負うものと定めている。児童クラブ等の使用についても「藤沢市公有財産規則」において、教育委員会が許可を出すこととしている。学校の地域利用を進めるにあたり、学校施設の市民利用目的は多岐にわたることから、横浜市を始めとした他市の取組等も参考に、市長部局と連携して検証していく。

学校が今後担うべき役割は?

教育長の回答 子どもたちの健やかな心身の成長と豊かな学びには、地域全体で子どもを見守る多くの大人の目を増やしていくことが必要です。今後、コミュニティ・スクールの仕組みや学校の地域利用等により、地域の大人と子どもが交流する多様な機会が生み出されていくことで、子どもたちの心の健康に大きく寄与するものと考えている。また学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難所や、スポーツ及びレクリエーション活動の場など、地域にとっても身近な公共施設であることから、学校教育と社会教育双方の拠点として、子どもと大人をつなげる役割もあると捉えている。複雑・多様化が進む社会状況において、子どもたちを取り巻く課題は、メンタルヘルス問題を始め様々あるが、教育委員会としては、「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域一体となって子どもたちを育てていけるよう、関係部局とも連携しながら、取組を進めていく。

「できない、無理」「前例がない」ではなく「やろう」「やってみようよ!」へ!
体育館開放に伴う管理については、学校長はその責任を負わないものと規則で定められているとの答弁があった。学校長・保護者・市民にそのことは浸透していないし、現状としては学校で起きたことは学校長の責任であると誰もが感じている。誰も認識していない規則であり、それで責任を負えないと書かれても説得力が無い。「できない、無理」「前例がない」ではなく「やろう」「やってみようよ!」と思うことで、「やること」を前提にどうしたら可能となるのかを考えて欲しい!「できない、無理」「前例がない」では何にも変わらない。教育委員会・藤沢市職員の皆さんの知恵と行動力を総動員して、子どもたちのために、勇気を持って前に進んで欲しい!!

お杉の意見